



長野県告示第92号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和8年3月9日

長野県知事 阿部守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称

所在地

指定した年月日

アイセイ薬局 伊那春日町店

伊那市西町5053-1

令和8年1月1日

障がい者支援課

長野県告示第93号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり検査を実施します。

令和8年3月9日

長野県知事 阿部守一

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ヨーネ病予防のため	上田市 小諸市 佐久市のうち 浅科地区 南佐久郡 小海町 佐久穂町 南牧村のうち 板橋 海ノ口のうち 野辺山原以外 海尻 広瀬 北佐久郡 軽井沢町 御代田町 立科町 小県郡 青木村 諏訪市 茅野市 諏訪郡 富士見町のうち 立沢 乙事 境 原村 伊那市のうち 西箕輪及び 西春近以外 上伊那郡 辰野町 箕輪町のうち 箕輪 東箕輪 南箕輪村のうち 南原区以外 中川村 宮田村 飯田市のうち 上久堅 千代 川路	搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及び当該雌牛と同一施設内で飼育している牛 ただし、検査を不要と認めた牛は除く	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	家畜伝染病予防法施行規則別表第1に規定されている検査法

<p>三穂 上郷 山本 伊賀良 下伊那郡 高森町 阿智村 泰阜村 喬木村 大鹿村 木曾郡 木曾町のうち 開田高原 南木曾町 木祖村 大桑村 松本市のうち 梓川、波田以外 塩尻市 安曇野市のうち 豊科 穂高 東筑摩郡 麻績村 大町市 北安曇郡 小谷村 長野市のうち 信州新町地区 須坂市 上水内郡 信濃町 小川村 下高井郡 山ノ内町</p>				
<p>上田市 小諸市 南佐久郡 小海町 佐久穂町 茅野市 諏訪郡 富士見町のうち 立沢 乙事 境 伊那市のうち 伊那 御園 坂下 荒井内の萱 小沢 横山 中の原 山寺 平沢 ますみヶ丘 小四郎久保 高遠町 長谷 上伊那郡 宮田村 飯田市のうち 山本 伊賀良 下伊那郡 高森町 阿智村 喬木村 木曾郡 上松町 大桑村 松本市のうち 東山部ブロックのうち 岡田</p>	<p>繁殖の用に供し、又は 供する目的で飼育してい る肉用雌牛及び当該雌牛 と同一施設内で飼育して いる牛 ただし、検査を不要と 認めた牛は除く</p>			

	入山辺 里山辺 南部ブロックのうち 中山 芳川 寿 内田 河西部ブロックのうち 神林 笹賀 西部ブロックのうち 奈川 塩尻市 東筑摩郡 麻績村 北安曇郡 小谷村 長野市のうち 信州新町地区 須坂市 上水内郡 小川村 下高井郡 山ノ内町				
	県内全域	1 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及び当該雄牛と同一施設内で飼育している牛 ただし、検査を不要と認めた牛は除く。 2 1以外の牛で、必要と認めるもの			
伝達性海綿状脳症発生予防のため	県内全域	1 特定症状牛・死亡前に特定症状を呈していた又は呈していた可能性が高いもの 2 起立不能牛・死亡前にBSE 関連症状のうち歩行困難、起立不能等を呈していた又は呈していた可能性が高い牛であって、その症状が行動変化又は神経症状を呈する他の一般的な理由（感染性、代謝性、外傷性、腫瘍性又は毒性の原因。）では説明できないもの	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	酵素免疫測定法	
アカバネ病の発生予察のため	県内全域	実施する区域で飼養されている牛（令和7年11月から令和8年4月までに生産され、かつ、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わないものに限る。）のうち、地理的、自然的条件を考慮して選定するもの	令和8年6月1日から 令和8年11月30日まで	中和試験	
高病原性鳥インフルエンザ発生予防のため	県内全域	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、エミュー、ほろほろ鳥、七面鳥のいずれか又は合わせて100羽以上（だちょう、エミューの場合にあっては、10羽以上）飼養している農場のうち必要と認めるもの	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	酵素免疫測定法、寒天ゲル内沈降反応検査及びその他必要な検査（年1回以上実施）	
腐蛆病発生予防のため	上田市 小諸市 東御市 北佐久郡	蜜蜂 ただし、検査を不要と認めた蜜蜂は除く	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	臨床検査及び細菌検査	

	軽井沢町 小県郡 青木村 長和町 岡谷市 諏訪市 諏訪郡 下諏訪町 伊那市 上伊那郡 辰野町 箕輪町 南箕輪村 飯田市のうち 南信濃 下伊那郡 阿南町 阿智村 平谷村 根羽村 下條村 売木村 天龍村 泰阜村 北安曇郡 小谷村 白馬村 東筑摩郡 生坂村 筑北村 安曇野市 塩尻市 木曾郡 木祖村 木曾町 須坂市 上高井郡 小布施町 高山村 中野市 飯山市 下高井郡 山ノ内町 木島平村 野沢温泉村 下水内郡 栄村			
	県内全域	1 長野県の区域を越えて移動する蜜蜂 2 1以外の蜜蜂で、必要と認めるもの		
豚熱発生予防のため	県内全域	豚熱予防注射を実施した豚及びいのししのうち必要と認めるもの	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	酵素免疫測定法
オーエスキー病発生予防のため	県内全域	豚を飼養する農場のうち必要と認めるもの	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	ラテックス凝集反応

園芸畜産課

長野県告示第94号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、次のとおり注射を実施します。

令和8年3月9日

長野県知事 阿部 守 一

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	注射、薬浴又は投薬の別及びその方法
豚熱の発生予防のため	県内全域	接種が必要と認めた豚及びいのしし（以下「豚等」という。） ただし、高度な隔離及び監視下にある豚等として農林水産省の確認を受けたものを除く。	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	豚熱予防注射

園芸畜産課

長野県告示第95号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県伊那建設事務所及び辰野町役場に備え置きます。

令和8年3月9日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	緯度及び経度
唐木沢	長野県上伊那郡辰野町大字辰野の区域内の土地のうち、次の1点から8点までを順次結んだ線及び1点と8点を結んだ線に囲まれた土地の区域	上伊那郡辰野町	辰野		1点 北緯 36度00分39秒7341 東経 137度58分36秒8551 2点 北緯 36度00分41秒6554 東経 137度58分45秒0848 3点 北緯 36度00分39秒7994 東経 137度58分46秒1717 4点 北緯 36度00分37秒5954 東経 137度58分44秒9522 5点 北緯 36度00分35秒4230 東経 137度58分45秒0670 6点 北緯 36度00分31秒0826 東経 137度58分42秒4000 7点 北緯 36度00分31秒0599 東経 137度58分41秒3983 8点 北緯 36度00分31秒5294 東経 137度58分40秒4697

砂防課

長野県告示第96号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の規定に基づく行政処分について、同法第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行います。

令和8年3月9日

長野県知事 阿部守一

- 日時
令和8年3月23日(月) 午後2時
- 場所
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県庁 西庁舎111号会議室
- 被聴聞者
 - 商号
不動産情報サービス内堀
 - 代表者氏名
内堀 幸子
 - 主たる事務所の所在地
塩尻市広丘吉田1221-1

(4) 免許証番号

長野県知事(5)4909号

(5) 免許年月日

令和7年6月7日

建築住宅課